

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和3年2月15日（月） 開会時間 午後1時00分
閉会時間 午後4時41分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 皆川 巖
副委員長 土橋 亨
浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 猪股 尚彦
渡辺 淳也 向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事（次長事務取扱）小澤 浩
資産活用室長 小澤 浩 行政経営管理課長 保坂 一郎
森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 山田 秋津 県有林課長 小沢 武雄

議題（付託案件） 県有地の貸付に関する調査及び検証に関する件
第120号 和解の件
第121号 和解の件

会議の概要 まず、本日配付された資料について執行部から説明を受け、参考人の足立格氏の意見聴取後に、質疑を行った。
次に、本日配付された資料について、執行部に対し質疑を行った。

主な質疑等

※執行部から提出された資料に関する質疑

皆川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
執行部から提出されました資料についての質疑を行います。

渡辺委員 それでは提出いただきました資料について、何点か質疑をさせていただきます。
私が要求しました資料の2番、流用の伺いについてなんですけれども、ちょっとこの前に、前の委員会と同じ発言をさせていただきますが、私が「1月18日の時点で足立弁護士が担当している業務は顧問契約と訴訟委任契約以外にありますか」という質問に対して、その2つですとお答えになったことについて、この委任契約がありながら、1月8日時点で締結されていながら、なぜ答弁していただかなかったのか、改めてお伺いします。

保坂行政経営管理課長 契約自体は、渡辺議員から御質問があったときにはしておりますの

で、そこについては改めておわび申し上げます。支払いをしていたのは2つであったというふうに私のほうでお答えしてしまったということで、そこはおわび申し上げます。

渡辺委員　私が聞いたのは、「業務を担当してるのは何ですか」と聞いたんです。別に支払いはその次の質問でお伺いしてるので、業務について聞かれたのに御答弁いただけなかったってことは、皆さん知っていらっしゃったってことですよ。知らなかったわけではなく、知っていたんですよ。

保坂行政経営管理課長　御質問のあったときには、契約があるということは知ってました。

渡辺委員　今回の特別委員会は、すごく議会としての存在意義が試されていると、私は認識しております。

それと同時に、皆さん方、地方公務員の皆様方の良識も試されていると、私は思ってます。委員からの質問に対して誠実に御答弁いただけなかったと。知っていて、それでもこの場にいらっしゃった課長も、そして総務部長も訂正をされなかった。そういうことについては、私は甚だ不誠実な対応をとられたことについて憤りを感じております。今後もこのようなことにならないようにしっかりと襟を正していただいて、誠実な答弁を求めていきたいと、改めて質問の前に申し上げておきたいと思えます。

それで、この流用伺いをまず見させていただきますと、起案日が1月7日になってるわけですが、私が知る限り見積書が提出されたのは1月8日であったと記憶しております。にもかかわらず、この起案が1月7日に出されて、金額の6,600万も含まれているということはどういった事情でこうなったんですか。1日前に起案されたのはなぜですか。

保坂行政経営管理課長　予算流用につきましては、1月7日に調整が済んだということになります。その前から話をしております、7日に調整が済んだということになります。

渡辺委員　ということは、見積もりが1月8日に正式に届く前に、6,600万という金額を知っていたと。それで起案をされたということでよろしいのでしょうか。

保坂行政経営管理課長　先ほど予算流用、懸案事項説明書という資料を提供させていただきましたけれども、懸案事項説明書により、財政課と6,600万円を予算流用しなければいけないということで調整をして、その協議が調って実際に手続を踏んだのが7日、1月7日ということになります。

渡辺委員　なぜ、いつ知ったんですか。見積書が正式に1月8日付で提出されてるのに、6,600万という金額が妥当であると、もう判断が既にこの時点まで進んでたのであれば、いつの時点で県は足立弁護士から、見積書なのかかわからないですけど、金額の提示を受けて、それを判断して行ったんですか。いつですか、6,600万を知ったのは。

保坂行政経営管理課長　年末、その前の年の年末にこの話を受けて調整してまいりました。

渡辺委員 どういう形でお受けしたんですか。口頭ですか、それとも文書ですか。

保坂行政経営管理課長 私のところへは文書はいただいておりません。口頭によって、そういう話を受けました。

渡辺委員 口頭によって、いつ、どうやってその6,600万を知り得て、誰がどういうふうにそれが妥当だと判断されて、最終的な見積もりが1月8日に来てるわけですが、口頭でやられて、どういうふうにしてやられたんですか。その過程はどうなってるんですか。

保坂行政経営管理課長 年末に6,000万円、税抜きで6,000万円というお話を受けましたのは、私のところはそれを受けまして、それに向けて予算流用とか、契約に向けた準備をするようにということによってまいりましたけども、私自身はその窓口を承ってるわけではないものですから、済みません、それ以上は。指示を受けて動いておりました。

渡辺委員 質問して答弁していても、その過程がよくわかりませんので、改めて、なぜ1月7日にこの起案ができたのかについて、いつ足立弁護士と口頭で話をして、それがどうであったのか含めて。それは随意契約ですよ、これ。恐らく足立弁護士単独のものだと思いますので、どういう過程で1月7日に至ったのか。委員各位にわかるように資料で御提供いただきたいと思いますが、委員長お願いいたします。

皆川委員長 ただいま渡辺委員から資料の要求がありましたけれど、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員 では、よろしく願いいたします。

 続いて、きょういただいた資料だと、財政課と協議されているような記載ですけれども、私が以前にこの委員会に提出していただいたものと、1ページ目の決裁区分の資料を見させていただきますと、財政課と合議をしてるように見えないんですけれども、財政課と合議をしたんですか。

保坂行政経営管理課長 追加でお出しさせていただいた懸案事項説明書、これによって財政課とは事前調整をしております。

渡辺委員 なぜ起案書にそれを記載しないんですか。不備があるんですか、この書式には。

保坂行政経営管理課長 県の文書管理規定に基づきまして、合議については、まず、起案に先立って関係部課長と事前調整をしないといけないということになっておりまして、懸案事項説明書によって事前調整をした後、合議については、調整がこれで終わっておりますので、合議については省略をしていると、こういう扱いであります。

渡辺委員 今回の流用は、財務規則の25条2項によると、合議が必要不可欠である事案

だと思えますけれども、この起案書を見て、合議がないんだと私は感じますけれども、規則上これは許されるという答弁で、私はここ記載すべきだと思う。許されるんですか、これ。

保坂行政経営管理課長 最終判断は、許される・許されないというのは我々で判断できることではないんですけれども、手続上は合議のかわりとして事前協議をして財政課に了解をとって、財政課長の了解をとった上での流用ということなので、手続は踏んでいると思っております。

渡辺委員 これは財務規則にのっとった起案書では、私はないと思いますので、この辺はきっと監査とかで審議されるんですか。私は不正確だと思いますが。

次に、今回流用ということを行ったわけですが、そもそも人件費から訴訟管理費、訴訟の管理費のほうに流用を行うことについて、これは手続上許されることですか。

保坂行政経営管理課長 先ほど提出させていただいた資料の中の予算流用伺いを見ていただければと思うんですけれども。

起案書がございまして、この人事課が起案した起案書の、予算流用した起案書の2枚目のところに予算流用伺いというのがございまして、2ページ目です。

先ほど予算流用科目、予算流用元科目から流用先科目ということで御説明させていただいたんですけれども、項が01、目が01というお話を先ほどさせていただいて、この目というのが一般管理費、01が一般管理費。それを右側の流用先で、目の17、これ訟務費なんですけど、訟務費ということなんですけど、いわゆる目間流用というのはこういう手続で行うことが可能だということで、手続をさせていただいております。

渡辺委員 確かに、財務規則の25条1項には予算の流用はできると書いてございますけれども、そもそもこのような流用の仕方っていうのは、予算流用をできるとしたことの趣旨に反するんじゃないんですか。

というのも、このような予算流用の方法を良いとする予算執行は、議会に与えられた予算の議決権を一部空洞化させてしまうような事案であって、議会による予算の統制を定めた地方自治法の趣旨に反するんじゃないんでしょうか。

さらに、地方自治体の長が当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行するための手続を設けられてますよね。その趣旨にも反するんじゃないですか。いかがでしょうか。

保坂行政経営管理課長 今回は早急に調査を実施する必要があるということで、目の間の流用をさせていただいております。本来はもっと説明をして予算を立てて、補正予算を組むとかっていうことが必要なのだと思うんですけれども、早急に調査を実施するため、こういう形をとらせていただきました。

渡辺委員 これはとても大きな問題だと私は捉えています。それは先ほど御説明したとおり、議会の予算議決権っていうものに対する、人件費から全然異なる目の総務管理費に流用してしまうっていうことは、私ども議会は、その金額は人件費でと捉えている中で、全く違う使われ方をされるということは大変、議会の根幹を揺るがすような問題だと私は捉えています。

その中で、補正予算を本来だったら編成すべきだと確かに思います。ただ、早急に行わなければならないということがありましたので、予算流用という結末になったんでしょうけれども、ただ、この起案の文書を見ても、保存期間1年未満で、これは恐らく年度がかわれば破棄されていた起案書だと思います。

そのようなことも考えると、議会に対する説明責任を果たしていく上で、私は専決処分がいいとは思わないですけれども、むしろ専決処分のほうがよかったのではないですか。議会に対する説明責任を果たすという意味では。

保坂行政経営管理課長　今回は、済みません、目間での流用ということで対応させていただきましたけれども、与えられた予算の中で早急に調査を実施するというので、そういう対応をとらせていただきました。

渡辺委員　早急にするというのであれば、むしろ議会にしっかりと説明した上で、後に開かれる本会議において承認をいただく専決処分のほうがよろしかったんじゃないですか。私は専決処分がいいとは思いませんけれども、むしろそのほうがまだ、議会に対する信頼関係を構築する中で資する運用だと思いますけれども、改めて伺います。

市川総務部長　済みません。先生の御意見、お考え自体否定するつもりはございませんけれども、私ども執行部側の事情といたしましては、年度当初の段階で全ての事業の予算の見積もりが必ずしもできるわけではございません。一定程度認められた予算の中で円滑に事業をしていかなければいけないと、こういった必要性もあるものですから、もともと補正予算に形上すべきという本来のあり方はあるものの、一定程度法律の範囲内で認められた権限として事業を実施していると、こういうこととございます。

専決につきましては、そちらのほうがわかりやすいというようなお話もあるかもしれませんが、やはり私ども、専決というのは、議会の本来承認を得なければならないものを一定の理由の下にしないということとやるということもありますので、常日ごろから専決については慎重な運用をしているところでございます。

渡辺委員　当然、専決処分といったら慎重な運用が求められるところではありますが、今回の流用については、私がここで質問しなければ恐らく議会に対して説明がなされなかったのではないかとこの疑念が生じている案件でありまして、それよりはという意味合いで専決処分のお話をさせていただきました。

この流用は、やっぱり私が先ほど申し上げたとおり、できるとしても乱用なんじゃないかという疑念が、私は思うところです。それはやはり議会に予算統制が定められてる地方自治の本旨を考えれば、そのようであるべきだと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

市川総務部長　目間流用につきまして、議会に御説明しないということではなくて、やはり決算の認定を仰ぐ際に目間流用については流元、流先ということはお示しさせていただいておりますので、今回の件につきましても、ちょっと時間的には後ろにずれることにはなりますけれども、議会には認定を仰ぐ際に御報告する予定でございます。

渡辺委員 いや、通常であればそうかもしれない。ただ、今回この特別委員会が設置されて、まさにこの県有地の問題を多角的に審議している中で、それに密接に関係するこの業務委託を決算まで説明しないっていうのは、私は考えられないと思うんですけども、なぜ説明しないんですか。

市川総務部長 済みません。課長の答弁の繰り返しになってしまうかもしれませんが、先生方の御関心が高いこの件について、御説明すべきだったということについての御指摘は真摯に受けとめたいと思います。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、今回の件につきましては、法律で認められた範囲内で事業を執行していくために必要であったために、目間流用という所定の手続を踏んだ上で執行させていただいたということでございます。

渡辺委員 答弁を聞いても、確かに適法な運用であったんだろうとは思いますが。

ただ、私は、だからといって適切だったか、あるいは適正だったかということについては甚だ疑念を抱かざるを得ない、この運用の仕方、流用の仕方だと思っています。このようなことができるという制度自体が、我々が議決したもの以外で、目間流用でいつの間にか予算が執行、しかも政策的な予算が執行されているということにもなりかねないと思いますので、幾らできるからといって、こういう運用の仕方は議会に対しては丁寧に説明して理解を得るべきだと思うんですけども、いかにお考えでしょうか。

市川総務部長 丁寧に説明すべきだということにつきましてはもう、昨年来ずっと委員からも、ほかの委員からも御指摘いただいておりますので、私どももできるだけ御意向に沿うように御説明してまいりたいと思います。

実際、実務をやる立場の人間としては、どうしても事業を円滑にやっていくために、この件に限らずですけども、さまざまな形で目間の流用ということを、適切な手続を踏んだ上でやらせていただいているということでございます。そここのバランスは、正直あるのかなとは思いますが、いずれにいたしましても委員の御指摘はしっかりと受けとめさせていただきたいと思います。

渡辺委員 我々も含めて県民に対して、この予算の執行はどなたから見ても適法に、適正に、適切に執行されるような、そういった執行部でいていただきたいと、私自身お願い申し上げたいと思います。

そして、この6,600万の業務委託契約ですけども、概算払いをされてますね、1月21日に。この足立先生の契約を見ますと、顧問契約も、そして訴訟委任契約も基本的には後払いなんですよ。にもかかわらず、1月21日の時点で概算払いとした、その根拠は一体いかに、どこにあるんでしょうか。

保坂行政経営管理課長 済みません。お待たせしました。

概算払いの理由なんですけれども、膨大な事務作業であることから、契約の相手がさらに別の弁護士に再委託することができる契約となっております。再委託をする場合、委託業務を完了してから支払いをすることとすると、再委託料を立てかえさせることとなってしまいますので、概算払いを行い、後日精算する方法としたところです。

渡辺委員 弁護士の先生方に再委託するんですよ。弁護士の先生方は顧問契約を見ても、

訴訟委任契約を見ても後払いとなっているわけですが、足立弁護士の県の対応としては。それを考える中で、例えば先払い、概算払いするのであれば、確かに何か緊急かつ重要なものを、物品を購入しなきゃならないとか、そういう事情であればともかくとして、再委託先に立てかえ払いしなきゃならないって、そういう理由で概算払いというのはとても納得できるものではなくて、むしろ再委託先の先生にも事情を説明して、通常の業務委託契約のように支払いをされたほうがよかったんじゃないですか。

保坂行政経営管理課長 今回の概算払いですけれども、県の財務規則でも概算払いを、委託料については概算払いで支払うことができるということを確認しております、概算払いで払って、後日金額が確定したら精算するという方式をとらせていただきました。

渡辺委員 それは適法にできるということは、そのように運用されたんだからそうだと思いますが、果たしてそれが適切だったのかということについて、私は質疑をしているわけでありまして、万が一、ないとは思いますが、この概算払いしたものが何らかの事情によって回収不可能になってしまう状況も想定しなければ、通常ならないと思うんです。

そのために、例えば他の業務委託ですと、前払いで、せいぜい4割、完成後に6割払うという、そういうことだって通常の運用でされていると思います。しかも、4割払うにしたって、基本的には県は保証会社をつけてくれるというようなリスクヘッジをしているはずだと思います。そういった議論はなされなかったんですか。

保坂行政経営管理課長 工事の場合は前金払いというやり方もあることは承知しております。今回は弁護士との契約ということで、そこは問題ないものと思って契約をさせていただきました。

渡辺委員 弁護士の先生だからといって、何らかの事由によって回収不可能になるかもしれないということは通常あり得る想定範囲。弁護士の先生だから絶対多大なる債務を負わないとか、あるいは、ないとは思いますが、破産してしまうとかということにはならないと私は思うんです。通常の委託契約の中、あるいは通常の社会生活の中で、それは理由にならないとは思いますが、じゃ、検討されなかったんですか、そういうリスクヘッジは。

保坂行政経営管理課長 契約書を定める際に、概算払いができるという条項が入っているわけですが、その概算払いがどういう場合ができるのかということは確認をした上で、概算払いの、この契約書に概算払いの条項が入るということは確認しております。

リスクヘッジという御質問なんですけれども、契約書として、県として結ぶ以上は、出納局とよく協議を重ねてこの契約書をつくったところでございます。概算払いについてもそういう契約条項にこういうものを入れるということについて確認をした上で入れてございます。

以上です。

渡辺委員 県民からいただいたものの中から予算執行する中で、6,600万もの大金を

概算払いでして、そのリスクヘッジも、今の話ですと、さしたる検討もされずに再委託先の弁護士の先生方に支払わなければならないからと、立てかえ払いしなきゃならないからという理由だけで流用伺いまでして、流用までして、予算を、人件費からわざわざ引っ張ってきて、それを一括して概算で払って、もしこれが回収できなくなったらどうしようという、そういう考え方には及ばなかったんですか。

保坂行政経営管理課長 これは調査業務委託でございますので、その成果をきっちりと出していただきたいということで仕様書も書かせていただいております、これに基づいて事業が、調査業務の委託業務が行われるということでこの契約を結ばせていただいております。

渡辺委員 質問と答弁がかみ合わなくなってきた。これで最後にしますけれども、いかに立てかえ払いのことがあったにしても、全額を概算払いする必要はなかったんだと、私は思います。

通常の、ほかの業務委託契約のように、仮に前払いで払うにしても一部、そして、さらにリスクヘッジを考えて、もし回収できなかったことも考えて検討を行い、成果物が出たときに精算を行えばよかったと、私はそれが通常の運用だと思います。

このことを申し上げますけれども、今現在、1月8日からこの業務委託契約が始まってもう一月が過ぎてますけれども、担当課として、業務委託契約をどのように管理されてるんですか。いわゆる見積もりが900時間で時給5万円ってありましたけれども、消化率とか、どのような成果を今上げているのか、そういった管理はどのようにされてるんですか。

保坂行政経営管理課長 この調査業務につきましては、今月設置されました検証委員会と密接に絡んでおります。その資料準備もこの検証委員会の委託の中に入っております。2月3日、それから、続いて、リモート会議なんですけど、2月3日と続いて2月8日と検証委員会も開催され、それについて議論しているところなので、そういうことで調査業務は行われているということは確認しております。

渡辺委員 業務委託契約って、もう少し丁寧に管理するんじゃないんですか、細部に至るまで。進捗率は幾つなのか、どうなっているのか。いつ3人の先生方が協議を行って、何についてなのかというのを事細かに。もちろん6,600万もの大金を概算払いしてるわけですから、そこはしっかり管理していかなきゃならないと思うんですけれども、もう少し詳細に、どのように管理してるのか。どのように監督してるのか、お伺いいたします。

保坂行政経営管理課長 足立弁護士とは何かしら毎日連絡をとって、この件についての対応を行っているところでございますので、それぞれの仕様書に書かれている対応について日々連絡を取り合っているところであります。

最終的には、実績として報告もいただくということでやっておりますので、日々何をやった、これをやったというような、そういう管理の仕方はしておりません。

渡辺委員 もちろん日報を出すのが、私はこれほどの金額であれば、正直なところ、時

給5万円のものでありますから日報を出してもらいたいぐらいですけれども、それでも百歩譲って、定期報告書のようなものは節目節目で出していただかないと、口頭でお伺いするだけではしっかりと、これに対する、6,600万の対価としての業務がちゃんと適正に行われてるのか管理できないと思うんですけれども、そういう管理方法はなされていないんですか。

保坂行政経営管理課長 定期報告書という形での契約にはなっておりません。最終的に調査報告書の素案をつくっていただくというのが契約の内容になってございまして、それをつくるために作業をしていただいていると思っています。

渡辺委員 正直、そういう契約内容自体に疑義を生じざるを得ないのかなと。もう少し、流用までした、こうやって予算確保したのに対して、そして扱う事案も、説明されたように大変膨大なもので、複雑なものであるがゆえに、しっかりと細かく発注者として管理していく必要があるし、報告も受ける必要が、私は運用の中であると思います。

ぜひ、今後まだ、3月末が期限ですので、しっかりと対応をとっていただきたいと思っています。

ちょっともう1個だけ。資料要求したもので、今度は嶋内鑑定士のものです。嶋内鑑定士のもので資料要求させていただきましたけれども、この嶋内鑑定士に出していただいた資料要求3の25ページの、この成果物についての確認書なんですけれども、そもそもこれを取り交わす必要性があったのか否かについて。

なぜ、別に契約当時に結んだとおり、鑑定意見書でもよろしかったんじゃないですか。これ、別に金額も変わるわけではないですし、内容がそんなに変わるわけでもないという御説明ですので、別に澤野さんのものも鑑定意見書、嶋内さんのものも鑑定意見書でよろしかったんじゃないですか。

小沢県有林課長 25ページにあります取り交わしをしましたのも、今回嶋内鑑定士に業務委託した内容につきましては、鑑定意見書ではないということから、こういった連絡をしたところであります。

渡辺委員 ということは、契約締結時には、誤った契約をしたということですか。鑑定意見書を求めていたのに、でも、契約内容は変わらない。成果物だけの変更される。これはどういう整合性なんですか、その辺は。

小沢県有林課長 契約時に使用しました仕様書につきましては、澤野不動産鑑定士に委託した鑑定意見書の仕様書の文章、文言を使用したために、こういった表現になっていました。

渡辺委員 じゃ、間違いだったということですか。それは本来であれば、澤野さんの求めた鑑定意見書とは異なって、鑑定評価書を依頼したのに、仕様書は澤野さんのものを使ってしまったと、そういう理解でいいですか。

小沢県有林課長 当初から求めているものにつきましては、不動産鑑定書を成果物と考えておりました。

渡辺委員 よくわからないですけど。次に移りますけれども、いや、別にこれはこうま

です。理由は、これは私の勝手な推測ですけれども、澤野さんのものが鑑定意見書で、県が唯一とった鑑定評価書は、この嶋内さんのものですよということにするためのものと思えなかったわけですけれども、今の御説明を伺って、皆さんが納得されたか、されないかはそれぞれだと思いますが。

次に、45ページ及び47ページ。黒塗りになっていますね、大きく。もちろんほかのものも黒塗りになってますけれども、それは恐らく、推測するに澤野さんの判こで、印章であったり、あるいは口座の振り込み先であると推測されますが、ここについては仕様書が黒塗りになって、随意契約、しかも随意契約を説明したのも黒塗りになって、なぜ黒塗りで議会に対して御説明いただけないんですか。

小沢県有林課長 この黒塗りの部分につきましては、今後訴訟を迫っていく上で支障が出るおそれがあるところであることから、黒塗りとさせていただきます。

渡辺委員 澤野さんの仕様書には黒塗りの部分はなかったと私は確認してはいますが、訴訟迫行上に支障が出るんですか。私はそれ、むしろここに書かれていたことに、20億円の鑑定評価につながるような記載が仕様書にあったのではないかと考えてしまうんです。

また、この随意契約の黒塗りの部分にもなぜ、原告から報酬をもらっているような嶋内さんに随意契約をすることになったのかについても記載されてたのではないのかと勝手に推測をしてしまいますけれども、その疑念を晴らすために、せめて議会、我々委員会にはここを開示する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

小沢県有林課長 今回の黒塗りの判断につきましては、情報公開条例を検討する中で非開示という判断をさせていただきました。

渡辺委員 ほかの議員からも御意見を伺いながらと思いますけど、私は最後に、見積もりを見て、澤野さんのものが五百数十万で、嶋内さんのものが300万だったということに対して、当初は意見書もついてるから高いのかなと思ったんですけど、どうも、これ見ると、やっぱり算定基準があるんですよ。ちゃんと不動産鑑定評価書の金額として。なぜか澤野さんには五百数十万円払って、多分、少し割高かもしれないですけども、算定の基準に従って金額出してるのに、嶋内さんはなぜか274万円も値引きしてるんですよ。この値引きの根拠がこの資料見てもわからないんです。なにゆえ嶋内さんのものだけ274万円も値引きすることになったんですか。

小沢県有林課長 資料の59ページにありますように、今回不動産鑑定士からいただきました報酬見積書、これを基に金額を算定しております。

渡辺委員 私、よくわからないんですけども、報酬額が574万円ということになっているにもかかわらず、半額とは言わないんですけども、40%以上値引くって、通常考えられないと思うんです。これに疑念を抱かなかったんですか。なにゆえ嶋内さんは県に対してこんなに値引いてくれるのか。これを見るときにはお伺いすると思うんですけども、しなかったんですか。

小沢県有林課長 金額につきましては不動産の報酬基準に沿って試算しまして、その額の中に収まるという判断で決定をさせていただきました。

渡辺委員 いや、それは、この基準によると、嶋内さんも基準で算定されてるとおり五百数十万なわけです。しかし、払われたのが330万になって、値引きが274万円もされているんです。この値引きは一体何なのかということをお伺いしています。

小沢県有林課長 値引きの理由につきましては、承知をしております。

渡辺委員 最後にお伺いしますけれども、私が最後に要求した資料4の、1月7日から嶋内さんに再度不動産鑑定評価等業務を委託してますね、150万円で。内容については恐らく訴訟に関係すると思うから、答えられないんでしょうけれども、ただ、ずっと話題になってます嶋内さんは原告のアドバイスを行っていて、かつ原告の記者会見に同席して、ここに参考人で来られたときに原告から報酬もいただいているという状況の中で、中立・公平がすごく議員の中から指摘されてるところではあるにもかかわらず、1回目の乙45号証のときは知らなかったのかもしれませんが、この時点では皆様方も御承知だったはずなのに、なぜもう一度、中立・公平性に疑念が抱かれる嶋内さんに業務委託をされたんですか。

小沢県有林課長 嶋内不動産鑑定士におかれましては、証拠書類として既に裁判所に提出しました不動産鑑定書を作成しております。

今回の訴訟において、近隣の公租公課との比較が争点となっていることも踏まえまして、双方の知見を有しているということで適任であると考えております。

渡辺委員 県有林課長がわからないとおっしゃってた270万円余の値引き。そして、2回目の150万円の支出。ここに関係性はないんだと私は思っています。

しかし、最後にですけれども、やっぱり県としての中立・公平性、しっかりと不動産鑑定評価を行うというのを含めれば、今回に限っては、嶋内さんには頼むべきではなかったと私は思ってるんです。そうでないと信用が、すごく疑念を抱かれています方にもう一度やってしまうということは、さらなる疑念を巻き起こす可能性が大いにあると思いますので、これは中身について今後開示される時に御質問したいと思っておりますけれども、私は、これは不適切だったと申し上げて質問を終わります。

飯島委員 資料要求の2の話から、渡辺委員から始まって、また私もちょっとお伺いしたいんですけど、まずはやはり渡辺委員の発言、要求がなければ全くこの資料、私たちの目に通さなかった。これ本当に冷や冷やもんですよね。そういう意味では渡辺委員にも感謝しながら、議会のあるべき姿が示されてるということを痛感しながら、この間、11月の第120号案、121号議案もそうですけど、私は、県は法律に触れてないと思う。触れてることはやってないんだ、確かに。だけど、やり方がこそくというか抜け駆け、悪いですけど。120号議案が特別委員会で継続審査になったから、閉会日に121号議案を出して即決しろ。違法じゃないです、これ。わかっています。だけど、こんなことやりませんよ、普通。これ自体おかしいと私は思います。

それに、今回のこの資料に「予算を流用して」「支払いの全額概算払い」「相手は足立弁護士ほか」、これ3つとも私納得いかないです。先ほど足立弁護士が参考人で御足労いただきました。やはり焦点は提案理由です。提案理由がなければ、和解案は出なかったんでしょう。提案理由があって和解案が出たから、ここまで来てるんです。その提案理由が、鈴木裁判官から苦言を呈されてるけど、私は間違っていないって言うてるんです、ここでも。そういう人を私たち議会は信じられないんです。総務部長、私何回も聞きましたね。責任は誰にあるんですか。

市川総務部長 提案理由は間違っていないというふうに、私何度も答弁差し上げたところがございます。提案理由が間違っていることを前提に責任を問われても御答弁できません。

飯島委員 それじゃ、総務部長。わかりやすい表現じゃなかったって、ずっと言ってますよね。総務部長御自身のお言葉で、わかりやすく提案理由をおっしゃってください。

市川総務部長 これまでのやりとりの中で、裁判官の関与の下でというようなことであれば、先生方も御理解されるのかなというふうに私どもとしては質疑の内容を聞いて思ったものですから、裁判手続において、裁判官の関与の下で和解に向けた協議があったのとしていけば、先生方としてはよりわかりやすい表現となっていたのかなというふうに受けとめたところございまして、よりわかりやすい表現としなかったことについては、前回御答弁申し上げたとおり反省しているところがございます。

飯島委員 部長、申しわけないけど、もう一回理由とか、「申しわけなかった」「わかりやすくなかったので申しわけなかった」という言葉はいいので、はい、提案理由、言ってください。

委員長、時間がもったいないから、後で、書いたもので提出させてください。ほかの委員の先生もあるし、時間がもったいないから。それでお願いします。

これ、ちまたのっていうか、私にも支援者がいたり、いろんな人と意見交換しますけど、ほかの先生方はどうかわかりませんが、ここの6,600万が出てから、かなり県民感情は害してますよ。正直言って和解の件はよくわからないっていう人もいます。さまざまな意見があるから、それは当然なんですけど、やっぱり93年たって賃料が安いんじゃないのっていう人もいますし、さまざまです。

でも、6,600万。この件は納得する県民は1人もいないと思う、私の肌感覚でも。それを肝に銘じて、一体この決め方が流用、また、さっき不適切だと申し上げた決め方、全額概算払い、それから足立弁護士、この3つが不適格だと思うんですけど、和解案の提案理由の責任ということで言うと、この責任は誰にあるんですか。私、いろんな人に聞かれます。「議会が承認したのか」と。「議会にも責任があるのか」と言われました、当然。私、「そんなもん知らない」って言います。皆さんも、総務部長もそう言っているんですか、「議会には責任はない」って。議会に責任があるんだったら、もっとやり方が変わったわけでしょう。だから、その責任はどこにあるかっていうことを聞いてるんです。

市川総務部長 ちょっと、済みません。先生の御質問の趣旨がちょっとよくわからなかったんですけれども。

飯島委員 濟みません。だから……。

皆川委員長 飯島委員、この資料についての質問をしてもらいたい。逸脱している。

飯島委員 だから、この要求の資料の2を拝見すると、1行で提案理由が書いてあるわけです。「住民訴訟対象県有林貸付事務検証のための調査業務委託に係る経費が必要」と、これは当然です。誰が読んだって。だから、これにかかわるといふか、この本筋にかかわる、何で6,600万だと。先ほど足立弁護士が、本人がおっしゃってました、事務所の算定だって。事務所の算定でしっかり仕事しますと力強くおっしゃってました。

この6,600万が7日に起案して、もともと8日に持ってきたって話がありましたけど、そこは置いといて。向こうが、足立弁護士側が6,600万、6,600万って決まったんですね。最初は幾らで出てきたんですか。査定したんですか。値引きしたんですか。丸飲みですか。その過程も私、大事だと思います。

市川総務部長 もちろんできるだけ県としての支出を抑えなければいけないということは当然あるので、私どもとしては、できるだけ低廉なというお話はかねてよりさせていただいております。

その上で、先生のほうから、いろいろ検討したんですけれども、やはりこのお値段でということで、6,000万円だったというふうに私は記憶しております。

飯島委員 そうしますと、総務部長は、やりとりがあつて6,600万になったということですよ。やりとりの経過っていうのは口頭ですか。

市川総務部長 最初に数千万円というような話があつた後、正確に数字を出しますということで、消費税はちょっと入ってなかったと思うんですけども、6,000万円です。そのときには既に時間掛ける単価で計算するというのを前提で数千万円、最後6,000万円というお話を私が聞いたのは覚えております。

飯島委員 そのやりとりについては、総務部長が直々にやるんですか。担当者はいないんですか。査定するとか、いろんな物品購入とか、工事とかの発注と所管は違うと思いますけど、総務部長がみずから足立弁護士と、あるいは足立弁護士の事務所の方とするんですか。

市川総務部長 物にもよりますけれども、先ほども足立弁護士のほうからも答弁ありましたけれども、物によって私が連絡することもあれば、小澤理事が連絡することもありますし、保坂行政経営管理課長が連絡することもございます。

ちょっと今の中の話の中で、私がかかわっていたのは間違いないです。和解案が認められなかったということで、議会が閉会になりまして、その後、至急訴訟迫行に向けて、訴訟が継続することがほぼ決定的だったということもありまして、訴訟継続を前提とした体制の強化を図らなければいけないということで、時間も極めて限られていることから、私自身も連絡した記憶があります。

ただ、ちょっと1個1個の連絡については、ちょっと今私も、多分関係課長も出てこないと思いますけれども、いずれにしても、物によって私が連絡とったり、課長が連絡することもございます。

飯島委員 わかりました。その都度、責任を持って部長の出番があるということであり
ます。

しかしながら、6,600万が適正かどうか。私は納得がまだいってない中で、
査定をして少し値引きをしたというのは、そういう行為をしてるからだ。常々、
長崎知事は「最小の費用で最大の効果を」と、こういうふうにおっしゃってます
ので、そのことを考えながらやっていただいたかなど。

ちょっと先の質問、前の質問に戻りますと、予算流用にしたこと。それから、
全額概算払いにしたこと。足立弁護士はちょっと置いといて、この2つの決定権
者、責任者。ずっと責任っていうことにちょっとこだわるんですけど、責任者は
どなたっていうふうに考えたらいいんですか。

保坂行政経営管理課長 この6,600万の契約につきましては、最終的に知事決裁になってご
ざいます。実際の決裁は、総務部長が代決をして決裁をしております。

飯島委員 じゃ、間違っちゃいけないので、知事が決定権者だけど、執行は部長がやった
と、こういう理解でいいですか。決定の執行は。

市川総務部長 決裁として、私が知事にかかわって代決をしたということです。

飯島委員 本当に、仕事上、責任が誰にあるかっていう、この緊張感を持ってやることが、
釈迦に説法みたいで申しわけないんですけど、引き続きこういう件を、本当に県民
感情はもうすごいですよ。

最後に申し上げますけど、これじゃ、県民一人一人が豊かさを感じません。こ
のことを申し上げて終わります。

小越委員 懸案事項説明書、先ほど配っていただきまして、ちょっと聞きたいんですけど
も、この想定される経費というところに、1月7日決裁ですけど、ここに4名の
弁護士の時間制報酬単価って書いてあります。5万円の時間の先生が2人、3万
の人が2人、計400時間って書いてあるんですけど、いただいたところは違
いますよね。5万の足立先生が900時間で、ここの1月、この懸案事項説明書と
いただいたお見積書のところは違うんですけど、どうしてなったんですか、こ
こは。

保坂行政経営管理課長 この懸案事項説明書は、年末から年明け第1週にかけて財政課と協議
をしていたんですけども、これにつきましては、当初足立弁護士と、さらに再
委託先として3名の想定で考えておりました。なので、7日時点の書類につい
ては、このような内訳になっております。

小越委員 じゃ、足立さんに頼んだから、足立先生がこのほかの人2人しか雇えないって
いうことで変わったと思うんですけど、そうは言っても、5万円の900時間で
すけど、1月21日やって、今まで足立先生が何時間5万円のやつをやったのか、
ほかの先生が何時間勤務されたのか。今現在で何時間ここのところに費やして
いらっちゃって、今までお支払い幾らぐらいなんですか。

保坂行政経営管理課長 この契約につきましては、何時間というのはあくまで算出根拠として

出しておりますけれども、日々日報を出していただいて、それでお支払いしてるというものではございませんので、幾ら、今現在何時間やって幾らっていうような進捗管理の仕方はしてありません。

小越委員

それじゃあ、それじゃ、この根拠ないでしょう。成果物幾らですかっていうならともかく、これじゃ、時間給が幾ら、5万円掛ける900時間ってのは何の根拠なんですか。なぜ900時間。

そうじゃなくてタイムチャージなんだから、そうしたらどのくらいやってるのかわからないでしょう。じゃ、900時間って、300時間や200時間かもしれない。そしたら、もっと少ないお金で済むじゃないですか。もっと、時間かけたんだったら。それ管理しないで、じゃ、結局、何時間やろうが、6,600万払うってことになりますよ。違いますか。

(「6,600万じゃ足んないんだよ」の声あり)

保坂行政経営管理課長 実際をお願いしてるのは、仕様書に基づいて業務を行っていただいておりますので、この業務をやっていただくのにこれだけの時間数がかかるという見積もりをいただいております。なので、最終的には成果がどういうものを出していただくのかっていうことになると思います。

その裏づけとして何時間ぐらいの作業時間がかかるということで見積書をいただいております。

小越委員

そしたらこの見積書、こんな見積もりありませんよ。だったら、何時間やってわからないじゃないですか。もしかしたら、500万や300万で済むかもしれない。だけど、とにかくこの時間給。じゃ、足立先生がどこかで違う仕事してても、僕は1時間だけだったかもしれないけど、6,600万もらえちゃうわけでしょ、これだと。

こんなタイムチャージどうしてやったんですか。今まで顧問弁護士、顧問料をやってますよね、40万か。じゃなくて、今回だけどうしてこのタイムチャージをしたのか。それは足立先生が、自分がさっき「自負があるからこれをお願いします」って言ったと思うんですけど、県として、「こんなにお金がうちはありません」と、「顧問契約の中でお願いします」っていうふうには言わなかったんですか。どうして言わなかったんですか。

保坂行政経営管理課長 もともと月40万円をお支払いしているわけがございますけれども、今回、対象となっている業務について、昭和2年からの、極めて長大な経緯っていうのを改めてそれについて確認して、その関係資料も膨大で、多岐にわたる争点や課題が複雑に絡み合う非常に困難な事例ということで、今回の契約を新たに結んだということになっております。

小越委員

今まで住民訴訟とかほかの裁判でも、今までの顧問弁護士の先生方、こんなことしたことないと思うんです。足立先生は自分に自負があって、これだけかかるって言ったと思うんですけど、ここの対応案とする理由で、「検証委員会の設置は知事からの指示でもあり」、裏側に財政課の考え方、「令和2年11月13日、知事記者会見において表明され」って書いてありますよね。留意点で、「令和2年12月28日、知事・総務部長間で調整済みであり、財政課長も了解済み」。

先ほど足立先生に私、聞きました。「どなたと連絡とってるんですか」と。総務部長や小澤さんとか財政課長と言いました。時には知事と。「どんなとき知事と連絡とるんですか」って聞きましたら、「今回の損害賠償の故意過失があるかどうかというところについて大事な問題ですから、知事とは連絡してます」と言いました。ここの、今回のところに書いてあります。「求められた対象者の責任の有無や成果について法的に……」、っていうことは、つまり知事がこの検証委員会、知事が足立先生に、そして足立先生はこの金額じゃできないと言った。知事と足立先生はお知り合いだったと聞きました。

ということ、知事の指示で、このタイムチャージ、タイムチャージっていても、時間が何時間やったかわけがわかんない。とにかくこの金額、3時間かも4時間かもしれない。だけど、6,600万払う。これ知事が足立先生に言われて、そして、財政課は流用せざるを得なかったということじゃないんでしょうか。いかがですか。

市川総務部長 知事との関係についても、私に対応しましたので、覚えている範囲で申し上げますと、11月定例県議会が閉会しまして、その次の日だったと思いますけれども、知事のほうから私に対して、訴訟継続の可能性が極めて高いので、きちんと体制を考えないといけない。それについてしっかりとやるようにという御指示いただきました。

ですので、私も確かにそのとおりでということ、もう年末、12月28日、最後の日だったと思いますけれども、私のほうで執行できる可能な予算というものがあるかどうかということ、これを財政課ともある程度、その時点では具体的な金額についてはまではやってなかったと思いますけれども、いずれにしても、数千万単位の大きな予算を執行できる財源について、協議というか、調査したのは覚えてございます。それが財政課がここで書いた……、その話は常に担当課であります行政経営管理課にも伝えておりましたので、それがこの留意点として書かれたところだと思います。

いずれにしても、12月28日に財政課ともある程度大きな議論をしたのも覚えております。

小越委員 知事が指示を出して、そして足立先生は「これでないと私の仕事は自負できない」っていうこと、言ったと思うんです。どう考えても、じゃ、なぜ900時間なのか、200時間なのか。ここのところには、見積書のところには「各自400時間を想定」って書いてありますよね。足立先生、900時間じゃなくて、全部、それぞれが400時間って。それがなぜか今度、足立先生のところは900時間になって、とにかく6,600万の数字が合えばいいっていうふうにもわかるんです。

ということ、やっぱりここの6,600万、もしかしたら、この訴訟はずっと続く。3月31日までですけど、今現在、あと1カ月ぐらいしかないんですけど、3月31日までに終わりそうなんですか。

市川総務部長 調査委託の件でございましょうか。3月31日までの調査委託。

私どもの仕様書にも書かさせていただいておりますけれども、今回、住民訴訟の進捗ですとか、検証委員会が設置された場合は、その議論の進捗に応じて調査するということ、でございます。ちょっと今の時点では予断を持って言うことはできませんけれども、できるだけ、そういった諸条件がある中でありますけれども、

仕様書に書いてある調査についてできるだけ詰めてもらいたいというふうに考えてございます。

小越委員

だから、足立先生が何時間働いたか管理してないわけですよ。だから、こっち側がお願いしますって言っても、できませんでしたって、新年度もどンドン5万円が出てくわけですよ。そういうことですよ。否定しなかったんだから。私、やっぱりどうしても、この前、山日新聞さんに「知事が検証委員会訴訟遂行組織分かりにくさ反省」って書いてあるけど、私の読み方がよくわかんないんですけども、先ほど2月3日と2月8日に検証委員会をしたっていうふうに先ほど説明がありましたけど、この2月3日と2月8日の検証委員会って、5万円のお金を払ったんですか。9,800円のお金のほうですか。どっちですか。

保坂行政経営管理課長 3日と8日については検証委員会なので、9,800円のほうです。

小越委員

9,800円もらって、こっちの900時間のやつは、何やってるかわかんないですよ。どこでやっても、やってようが、やってまいがわからない、6,600万円。

それで、この9,800円出してる検証委員会と、それから、この5万円出してる、この関係がどうしてもわからないんです。ここの5万円出してるほうは検証委員会のための準備を作成すると書いてありますよね。だけど、その検証委員会の準備っていうか、検証するのは、またあの3人なんですよ、9,800円で。

だから、どうしても、この知事が言ってる、わかんないんだけど、やっぱり、やっぱり自作自演じゃん。やっぱりこの人たちが自分たちの都合のいいことをつくって、「これでいいでしょうか」って9,800円出す。でも、ほんとは、5万円はどこで、やってるかどうかわかんないけど、とにかく5万円やりましたってことになってる。こんな、こんなどべこべっていうか、こんな、やってるかどうかわかんないのにおんなじ人が、きょうは来ました、9,800円いただきます、でも5万円どうなってるかわかりませんって、こんな管理の仕方ありますか、6,600万円。

どうしても、この検証委員会の意味がわからない。知事が言ってる、この意味が、私はやっぱり自作自演じゃないですか、これって。いかがですか。

市川総務部長

まず、検証委員会の日当につきまして9,800円、1日9,800円となっております。こちらは県の附属機関の報酬単価に合わせさせていただいたところでございます。

通常考えられる附属機関の議論という形で、事務局であります県の執行部側が用意した資料について、その場でごらんになってけんけんがくがくの議論を行うと。とてもじゃないですけども、今回の検証委員会の対象となっている内容につきましては、そういった会議に出て、その資料を見て、意見を言うというような簡単なものではないというのが、ざくっと言うと、なります。

そのために、先ほど来申し上げているように、非常に長い歴史的経緯があるということで、関係資料も膨大だということでございまして、検証委員会とは別に、委員として来るものとは別に調査委託をする必要があるということでございます。現に、膨大な資料について調査をしていただいております。

小越委員

だから、やっぱり5万円のやつはどうなってるんですか。9,800円だけでい

いじゃないですか、そしたら。9,800円だけ審理してもらえばいいじゃないですか。5万円のやつやって、どうして、ここがどうしてもわからない。5万円はどうなってるかわからない。

もう一つ、私、6,600万円の話で、住民訴訟に係るのを、少なくとも被告、弁護人のほうがタイムチャージや、それから普通の弁護士さんの費用でやるととんでもない金額になるわけです。そうすると、税金ですよ、住民訴訟をやると、県民の税金はこんなに使われるのかって。住民訴訟を抑止するようなことになっちゃうんですよ。だから、被告側の弁護士さんは顧問契約の中でやるのがほとんどです、大半。

住民訴訟の狙いは、お金をふんだくろうじゃないですよ。県のやり方がいいかどうかを、今後のところに使ってほしい、考えてほしいという、それが住民訴訟でしょう。98億、80億、100億、取り返せなんてこと思ってないわけです。だから、私はその顧問契約の中でやってもらうようお願いするのが県の役割だと思うんです。

今度、2億という話が出てますけど、そんなことになったら、とんでもない金額になりますよ。2億が何億になって、成功報酬になって、その金額は住民が聞いたらどう思いますか。こんなにコロナで困ってるのに、片や5万円で、片や4万円しかもらえないなんて、こんなこと県民が許すわけじゃないですよ。せめて総務部長から6,600万じゃなくて、顧問契約の中から、40万でお願いしますっていうふうに言っただけじゃないんですか。言わなかったんですか。言おうと思いませんか。

市川総務部長 先ほど来、調査委託業務の6,600万円の御指摘について申し上げており、非常に膨大な作業がございます。顧問弁護士契約の範疇外だと思っております。

猪股委員 済みません。先ほどの、ずっと6,600万に対して、渡辺委員と小越委員、また飯島委員からも話に出てますけど、時間給5万円ということも言われてますし、多額の6,600万も出てます。時間で1日16時間勤務。それで、3人の弁護士さんに仕事を依頼して、それだけに集中できるかどうかという心配があるんですよ、弁護士さんも。ほかの仕事も抱えてる中で。それはそれで置いてください。

それで、言わんとするのは、要は先ほど来出てる話で、成果を報告してくれということは、渡辺委員も小越委員も言っている。出し放題出すわけじゃないから、わからないところの仕事だから、わかるようにしてくれということは、その仕事に対する成果を報告書で欲しいと。

それで、業務に対するどういうものを業務委託するのか。内容もこの特別委員会ないし議会のほうに示してもらいたい。そのことについて、散々、こういうふうに出てるからだけど、同じような答弁になるかもわからない。それを約束できるかどうか聞きたい。お願いします。

保坂行政経営管理課長 この6,600万円の契約書については、議会に契約書を提供させていただいているところです。その中に、仕様書というのがあります。その仕様書が我々が6,600万円をお願いしている内容になってます。その仕様書の中身をやっていただくための膨大な作業が6,600万円の内訳で、その結果として、検証委員会の資料を準備していただくとか、調査報告書として報告書

をまとめていただくという、それが結果として求めているものになります。

猪股委員

膨大ってことはわかってます。それは解釈しますけど、ただ、議会に対する報告ぐらいはその都度、その都度じゃなければ、定期的にこういう案件で出しましたと、こういう結果で調査していただきました。これで大体、おおよそそれを数字でどれだけかかっていうことは出せないと思うけど、多額の予算で組んでいくんだから、一応そういうことはやっていくべきだと思います。それはそれでお願いしたいっていうこと。

次の、あと1問。これで終わりますけど、渡辺委員が資料請求でナンバー4、一番最後に出てます住民訴訟に係る不動産鑑定評価等業務委託、これ嶋内さんに3,300万、それで澤野さんに5,600万ですか。逆か、300万か。

(「位が違う」の声あり)

猪股委員

違うな。300万の560万だ。ごめんなさい。

その中で、ここで150万という数字が出てるんですけど、この契約内容、期間も、これ1月7日からきょうまでということですね。この短い期間でこの150万っていう数字は、業務委託契約の内容は全部つかめてるわけじゃないんですけど、これ不動産鑑定が2社から、3社から出てる、表に出てるのは嶋内鑑定と澤野鑑定、金額は20億と、約7億。その数字で、これ、この鑑定の150万という数字と、それとこの期間っていうのは短いような気がするんです。この2つの鑑定書をつかんでるということは、これをたたき台に起こして、何かほかの業務をお願いしてるってことなのか。その辺がよくわかんないんですけど、その辺はいかがですか。説明できる範囲で。

小沢県有林課長

資料要求4の民事訴訟に係る不動産鑑定評価等業務につきましては、委託の内容でございますけれども、平成9年を評価時点とする不動産鑑定評価書の作成をお願いしております。

猪股委員

平成9年以降。今まではそれに入ってなかったってことですか。

小沢県有林課長

今回、平成9年を評価時点とする不動産鑑定評価書の作成を依頼しております。

猪股委員

9年以降じゃなくて、それとも9年だけか。

小沢県有林課長

平成9年を評価……、そうですね、1年。

猪股委員

その1年間でこの契約の内容で、業務の内容はいかななものか。この1年間だけの鑑定評価だけを出したってことかな。

小沢県有林課長

そのとおりでございます。

向山委員

済みません。時間もあれなんで、端的にお伺いします。

先ほどから聞いてまして、この6,600万円という数字自体の、この金額についていろんな議論があつて、高いという感覚を持ってる方々の御意見としての

この質疑だったと思いますので、しっかりと、決算委員会で最終的に議論されることだと思いますが、適法・適切に支出をされてると私も思いますので、どういったことでこれだけの業務がかかるかっていうのを県民の皆さんにわかっていただく必要があると思います。

先ほど膨大な資料っておっしゃいましたが、この膨大な資料はどこに保管をされているのでしょうか。

市川総務部長　もともと、もちろん我々が、我々森林環境部の、ほとんど森林環境部ですけども、我々県庁として持つてる資料を、調査委託先である足立弁護士たちに御提供しているということなんですけれども。その写しをです。

向山委員　どのぐらいの分量のものでしょうか。

金子林務長　求めに応じて、その資料の基になるものを提出していますので、毎日というか、求められるごとに調べて、これは私どもの県有林課だけじゃなくて、例えば出先の事務所なども含めて、どんどん資料を積み上げています。

それを、そのままでは多分使えないので、きちっと精査をしながら、こういった検証材料となるような加工というか、そういうことをされてるというふうに承知しています。

向山委員　その資料をしっかりと県民の皆さんにわかってもらえれば御納得いただくと思うので、できればその資料を、これだけのものっていうのを一度委員会に見せていただきたいと、現地で。集めていただいてもいいんですけど、あるいはそれが調査中で無理ということであれば写真で撮っていただいて、これだけのものと、こんなにいっぱいあるからかかるんですっていうのをぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

金子林務長　資料の中身につきましては訴訟迫行上の支障となるものもあって必ずしも公開はできないということと、物によっては電子媒体で整理もしていますので、要はがさが多いから資料がたくさんあるということではないというふうに認識をしてございます。

向山委員　基本的に視覚的なものが重要だと思いますんで、その部分も、がさの部分もCDRでこれだけのものがありますっていう、そういった量を、これだけのものをやらなきゃいけないと。

実際に今、足立弁護士のほうにかなり鋭意努力をしていただいていると思いますので、これだけのものを実際見てもらいました、実際はこれだけのものがありますっていうのを視覚的にぜひ御表現いただくのが一番県民の皆さんに多分わかりやすいと思いますんで、これは後ほど資料請求をさせていただきたいと思いません。

足立弁護士につきましては、これは調査は全て東京で行われてるということでよろしいでしょうか。

皆川委員長　先ほどの向山委員が要求したことは、できるんですか。

金子林務長　難しいと思います。

向山委員 資料全体でどのぐらいの量かっていうこと自体は、示していただきたいと思います。写真で……。前聞いたことあるんですけど、6畳1部屋ぐらい全部あるみたいな表現のことを聞いた……。

(「リスト」の声あり)

向山委員 リストでもいいですけど、こんな資料がありますと。
それが何になるかという、これだけ大変なものやってるんですけどいう根拠になるから、絶対県にとってもプラスになると思うんです。これだけのものがあるから、これだけかかるんです。それはぜひやっていただきたいなど、工夫してやっていただければと思います。

足立先生は主に、県庁っていうか、こちらのほうで作業されてるのか、送られた資料全て東京のほうでやるのか。それはどういう状況になっているかお伺いします。

金子林務長 私どもで送っている資料は、基本的に東京で処理をされていると承知していません。

向山委員 じゃ、東京に送られてる資料が、そのうちのどのぐらいあって、実際に見てるものが今、どのぐらいあるか。これは時間を管理したりとか、勤務を管理するのはなかなか難しいと思うんで、これだけのものを読み込んでもらっていると、先ほど総務部長も膨大な資料って言うので、これは一般感覚、肌感覚で、こんなに見てるんだったら大変だって思ってもらったほうが恐らく対外的にもわかりやすいかなと思うので、今お願いをさせていただきました。

さっき小越委員が言ったことで、この委員会で確認をしたいんですけど、知事のおっしゃった検証委員会っていうのがやっぱり言葉が同じになっててなかなかわかりづらくて、裁判の準備書面の中で出てくる検証委員会っていうのが今の調査業務。県が設置した検証委員会と和解案に出てきた検証委員会は全く別物で、新しい検証委員会を今設置してやってる、こういう認識でいいかどうか確認をしたいと思います。

市川総務部長 先ほどの資料例について、ちょっと一言だけ申し上げさせていただきますと、私どもが提出している資料がございますが、先生方はもう90年にわたる法律ですとか裁判例とか、御自身のほうで調査されているものも相当あるかと思いません。それはお話をお伺いするだけでもちょっと、中身は割愛しますけれども、相当あるかと思いません。そこだけはちょっと御理解いただければなというふうに思っております。

その上で、御指摘の検証委員会の設置する理由ということで、当初、私ども和解案をお示しした際にも、和解案の中にも検証委員会設置してというふうに書いてございました。

そのときはそのときで、まさに和解条項にあるものについて検証をしていこうというふうに考えていたところではございますけれども、今回は和解条項に基づき設置するのではなくて、和解は実現不可能となって、訴訟継続が決定的となったということで、今回設置いたしました検証委員会については、訴訟を継続していく上で今後の被告の主張立証を補充していくと、ここを第一の目的として、ま

た、かつ未来に向けた適正賃料や事務手続のあり方についても御検討いただくと、こういうように私どもとしては位置づけております。

そういう中で、同じ検証委員会という言葉を使ってしまっているのも、若干、ちょっと誤解されてらっしゃるかもしれませんが、一応そういう意味では、和解のときとまたちょっと違う観点から今回は整理した上で設置させていただいております。

向山委員　　そうすると、きょう提出いただいた懸案事項説明書の、さっき小越委員の御紹介いただいた、11月13日の知事記者会見で表明されたっていう、ここの部分は、いわゆる調査業務の検証委員会ということでいいんですよね。要は、準備書面の中に出てくる検証委員会という認識でいいか、ここを確認をさせてもらいたい。

市川総務部長　　済みません。懸案事項説明書は私がつくってないんですけども、11月13日時点では、和解に基づく検証委員会ということをお前提としてはおったんですけども、ここはちょっと……、財政課の考え方ということで、あと、そこまで詳細な経緯の変更、私、1月の7日時点ですから、そのときにはほぼほぼ私どもとしては検証委員会を立ち上げて、和解に基づくものではなく、訴訟継続がほぼ決定的だったということで準備を進めている検証委員会ということは、我々は、我々というのは関係者である行政経営管理課、このラインでは考えていたんですけども、財政課のほうではそこまでは理解されてなかったのかもしれない。

向山委員　　整理すると、そうすると、ここにはこう書いてあるけども、現状の、今形として出てる調査業務っていうのは、済みません、自分もちょっとわかんなくなった。準備書面の中にある検証委員会は、和解の検証委員会と一緒にいうことで考えていいんですよね。

それと別で、今回の調査業務っていうのは、訴訟の、これまで準備書面が出てきた検証委員会とは離れて、全く全てのを、今度調査をするっていう、新しい形で全て見直すっていう意味で6,600万円、こういう考えでよろしいのでしょうか。

保坂行政経営管理課長　　検証委員会という言葉が、いろんな役割の中で同じ言葉が使われてしまってるんですけども、今置かれてる検証委員会、設置されてる検証委員会っていうのは、被告準備書面9に書かれている「被告は早急に検証委員会を設置して、速やかに評価及び調査を行った上で原告が主張する被告から元知事及び前知事に対する損害賠償請求について、被告の主張・立証を補充する」という、もともとの、和解ではなくて、訴訟を迫りしていく上での検証委員会っていうものになっています。

なので、準備書面9に書かれてる検証委員会が今設置されてる検証委員会です。

向山委員　　ここは多分、同じ名前になっちゃったからすごくごっちゃになっちゃって、ぜひ一度ちょっと精査をして、この検証委員会がこの検証委員会ですっていうのを、もし、簡単な説明でいいので、「準備書面の9に出てくる検証委員会が今これになっています」「この和解案の検証委員会がこうです」って言わないと、恐らく特別委員会の皆さんもわかってない状況ぐらいなものが、マスメディアの皆さんも含めて、当局の皆さんも混乱しちゃうぐらいの状況なので、ここを1回整理

して資料としていただきたいなと思います。

最後になんですけども、これに関連をして、知事もいろんなところで発信をされていて、フェイスブックの中でもかなり知事のお言葉で発信をされてると思います。

その中で、みずから行った調査、みずから検証してお墨つきを与える構図という批判は全く的を得ないとおっしゃっていて、「お墨つきを与えるのはあくまでも裁判所である」と。「この論説の意思及び検証に相当するのは裁判です」っておっしゃっているので、この意味を言うと、裁判が確定をしたところで全ての県の考え方が確定するのかなと、ここで自分はようやくすっきりしたんですけど、今、ある県の違法無効の考え方とか、さまざまな現況とか山林素地っていう価格の部分は、あくまで今検証のその前の段階であって、検証をするのはあくまでも裁判所だと。裁判所の結論が出たところでようやく県の決定として賃貸借契約人、相手のほうとも交渉ができるし、こういう議論ですごくすっきりしたなと思ったんで、そういう理解でよろしいかどうか、お伺いしたいと思います。

市川総務部長 現在の検証委員会も、被告としての、私どもの主張を裁判の中でどういう主張をしていくのかということも補充していくためにやるものですから、もちろん裁判所において、ここで言うところの「検証に相当するもの」ということはあるんですけども、ただ一方で、私どもがやってるものは、その裁判の中で県として法や事実に照らしてどういうふうな主張をしていくのかということは、まさにその検証委員会で御議論いただいているということでございます。

向山委員 それはわかって、調査委員会の中でも膨大な調査項目があるので、これをしっかり県として、全て過去の責任も含めて詰めていくんだと思います。これを知事がおっしゃっている中で言うのは、裁判できっちりと結論を出そうと。裁判でお墨つきを得たものがしっかりとした検証の結果になるんだという、この考えで、例えば森林環境部も来年度賃料改定等を行わなきゃいけない重大な局面もあると思いますけども、そうしたのもやっぱり裁判の検証結果、あるいはお墨つきをいただいた上でやっていく、こういうような考え方でいいのかって、これを確認したいと思います。

金子林務長 例えば責任の有無とか、それに対する損害賠償、これは裁判の結果が出なければできないと思いますが、例えば賃料改定、こういうものは裁判がいつ終わるか、これがわからない状態の中で、例えば契約は有効か無効かっていう話はちょっと別なんですけど、3年に一度改定をしなければいけないといった期限があれば、それはそれで、今の考え方で対応せざるを得ないだろうというふうに考えてます。

向山委員 かみくだくと、今の住民訴訟の裁判結果が出なくとも、今の現状の県の考えがこうって決まってるのであれば、そこは裁判の結果、いわゆる裁判としての検証を待たずに、お墨つきをいただかなくても県としては行っていくと、賃料改定を。そういう考えでよろしいってことですか。

金子林務長 それはしっかりと契約者に対しても説明をしながら行っていくということと、今、裁判の中で賃料の算定自体については争点にはなっていないという状況はございます。

特に、この検証業務内容につきましても、なぜこうなってしまったのか、それ

に対して今までの知事、あるいは補助参加人に責任があるのかっていうところを中心に検証しているというふうを考えてございます。

向山委員 これは仮定の話で大変恐縮なんですけど、それで賃料交渉して決まった後に、その判決自体が県の思いどおりにいかないような結果になってしまったときの対応策っていうのは今、どのようにお考えになってますか、森林環境部としては。

金子林務長 それは仮定の話なので、それに対するコメントは控えさせていただきたいと思います。

向山委員 あくまでも仮定の話、全ては仮定の話になってしまうのでなかなか難しいんですけど、契約をする相手方はやっぱりその部分をすごく気にされると思います。今回の対象の富士急行さんだけでなく、ほかの方も裁判結果がどうなるかわからない中で、どうやって対応したらいいのかっていうところがすごくあると思うので、そこはしっかりと県庁内部のほうで、中間報告が出た中で、どういうふうに、裁判結果が出る前にどう対応するべきかっていうことはぜひ検討いただきたいなと思います。
以上です。

渡辺委員 委員長。資料要求を1個していいですか。できるかどうかわからないけど。先ほどの嶋内さんの会計書類の中で黒塗りにになっていた部分は、どうしても、これは県としての、恣意的に20億出したのではないということを証明する上でも、ここは議会には開示したほうがいいと思うんですけども、委員長、そういうことはできるんでしょうか。開示請求。

皆川委員長 黒塗りを開示できるか。

小沢県有林課長 黒塗りの部分につきましては、情報公開条例を基に非公開とさせていただいておりまして、今回出すことは控えさせていただきます。

皆川委員長 今の黒塗りの部分は無理ってことですか。

小沢県有林課長 そのとおりでございます。

皆川委員長 どうして出せないか、理由は。理由はないの。

小沢県有林課長 開示しない理由でございます。当該情報は訴訟に係る事務に関する情報であり、開示することにより当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、山梨県情報公開条例第8条第6号口の不開示情報に該当するということが不開示とさせていただいています。

向山委員 済みません。さっきその中で、これはお答えできる範囲でなんですけど、もう新聞報道等もされていますので、山日新聞のほうで、来年度当初予算で2億円ということで弁護士報酬等がありました。この金額等についてはこれから審査があるところだと思いますが、これから起こるであろう訴訟に対しての準備っていうのを当初予算の中で行う、こうした考えで、今回の2億1,500万という数

字が出てるのか、ここをお伺いしたいと思います。

市川総務部長 済みません。その前に今、委員御指摘の予算につきましては、令和3年度当初予算案ということで、あす議長宛てに私ども執行部が提出するものでございまして、付託どころか、まだないものについてちょっと、この特別委員会の議論に耐えられるか、ちょっとそこはわかりかねます。

向山委員 その上で、当初予算なので、これから議論することだと思うんですが、弁護士費用、私がちょっと聞いた話で、弁護士費用を住民訴訟の中でパーセンテージでやってくと、どんどんどんどん跳ね上がってしまうと。だから、柳町の細田先生も含めて顧問契約っていう形でこれまでやってきたと。

そうしたところの決めが多分総務部の中であると思うんですよ、細田先生とのやりとりの中で。個々の訴訟でやらなくて、なぜそうしたことになるのか。これまでの顧問契約としてのあり方と今回の違っているのを明確にするために、これまでの顧問契約としての、どういう方針でやってきたっていうものをペーパーでいただければと思いますので、これを資料請求して終わります。

皆川委員長 もう一回言ってください。

向山委員 訴訟委任と顧問契約、これまでの県の足立先生以前の顧問契約をされてる先生、住民訴訟をずっとやってきて、その費用を抑えるために顧問契約を結んでると私は聞き及んでいますので、そこら辺が今までどうなっていたかというのをしっかり、ここで一回精査をして、足立先生との違っているのを把握しておく必要があると思います。そこを文書としていただければというふうに思います。

皆川委員長 お諮りします。
向山委員から要求がありました、1つは、2つある検証委員会の内容がわかりやすく精査された資料、これはいいね。これを要求、これはいいですね。
今、もう一つは、今言った訴訟委託か。

向山委員 顧問弁護士。

皆川委員長 顧問弁護士、顧問契約とあれの違いか。これをどういうふうにわかりやすく。

向山委員 今までの顧問契約と訴訟対応の考え方っていうのを、もしわかるものがあれば。

皆川委員長 向山委員の言った要求、わかりましたか。
月額顧問契約と違いを比較して出せるかってこと、資料として。どうですか。

市川総務部長 事実として、顧問契約ですとか、過去の顧問契約ですとか、訴訟委任代理契約っていうのは出せるんですけども、考えて言うと、正直申し上げて、今までずっとそれでやってきたっていうようなところはございます。なので、書き物でそういったものがあるかっていうと、ちょっと今の時点では多分ないんじゃないかなとは思いますが。

皆川委員長 出せないってことですか。

向山委員

資料として多分残っていないのであれば、こういう契約でやってますじゃなくて、細田先生に聞き取りをしていただいてもいいので、過去のこういう経緯で、何でそういう契約になったのかっていうところを細田先生とぜひお話をさせていただいて、今まではこういう契約でやってたと。

それは私の聞き及んでる話ですけども、訴訟の、住民訴訟をやると、賠償額が莫大になれば弁護士費用も膨大になってしまうから顧問契約でやってたって、細田先生は恐らくおっしゃるんじゃないかなと思いますので、そこはぜひ細田先生と県当局のほうでやりとりをしていただいて、これまでの顧問契約、訴訟委任契約の考え方っていうのをぜひまとめていただいたほうが、これからの恐らく、この県有地の問題でいろんなところで訴訟が起きたときに、それぞれにやってくと膨大な金額になってしまう可能性があるから、今の県の考え方をしっかりして、新しい考え方としてはどうするかっていうのをしっかり明文化するなり、あるいは制度化しといたほうが議会としても議論をしやすいし、行政としてもこれからの、次年度もし変わったとしても、しっかり引き継いで話していくことができると思うんで、そこら辺の部分をしっかりまとめて御提示をいただきたいっていう、そういう資料要求になります。

皆川委員長

総務部長、できますか。資料。

市川総務部長

済みません。過去のものを、今手元にない前提で、ちょっと理由を整理すると若干後付け的になってしまわないかなっていうところだけが懸念しますが、いずれにせよ、ちょっとどういう考え方で今後やっていくのかということについてはちょっともう、紙というよりももう本当に文書をそのまま読み上げるっていう形になるかもしれないですけど、ちょっとまた頭を整理してみたいと思います。

皆川委員長

もう一つ、向山委員からの資料要求ですけど、これは提出いただいた資料の量についてってやつですけど、これをどういう形でお示しできるか。量はどのくらいかって、さっき質問があったんですけど。

(「リストでいいですよ」の声あり)

金子林務長

例えばDVD1枚にこういうファイルが10冊分入るとか、いろんな形態でやっているということと、資料も本当に分析が必要で手間のかかる資料と、読むだけ、見るだけの資料とかもあって、資料の量をあらわすことが決して県民にこの業務の内容をわかりやすくするというふうには、済みません、ちょっと考えられないので、その資料をどういう形に示すかも含めて、ちょっとそこは向山委員の御意見を。

向山委員

これは私も行政経験のある職員じゃないのであれですけど、膨大な量って、ただ言葉だけだと、なかなか多分県民の方にも伝わらないと思います。

それをこれだけ膨大な量で、長大な歴史の中での資料をやってるんだっていうのをわかっていただくことが一番、この高額だって言われる6,600万がなぜ専門性のある弁護士に頼まなきゃいけないのか。県内の弁護士じゃなくて優秀な東京の弁護士にしなきゃいけないのかっていう、今の県のこの主張をしっかり裏づけるためには、そうした資料が必要じゃないかというのを自分の、行政側じゃ

ないこちらの議会側の意見として述べさせていただいてるので、可能な限りで、こういう資料があるっていうものを示していただければ、私たちもいろんな県民の皆さんからお話いただいたときに、これだけのものがあるんですよって提示をすることもできますし、それをマスメディアの皆さんにこれだけのものがあるって、視覚的にカメラで撮ったり、テレビで撮ったりってことも可能だと思いますんで、そこをぜひ御検討をお願いしたいと思います。

金子林務長　　そうしますと、例えばDVD 1枚置いても全然わからないんで、これがこのファイルにすればこの10冊分ぐらいに相当するっていうのも含めて、紙で渡したものとデータで渡したものをだーって並べて写真を撮るといようなことによるしいんでしょうか。

(「これ意味ないよ。だって段ボール箱の写真撮れって」「資料項目でいいじゃん」の声あり)

小越委員　　私、再三言っています会議録、議事録のところは全然出てこないんですけど、それは知事も説明して、経過を書いて出すって言うんですけど、いつごろ出るのでしょうかというのが一つ。

それから、準備書面が出せないって言ってたんですけど、こちらの被告側の準備書面も補助参加人の準備書面も含めて、原告も出るのかな、資料でいただきたいと思うんですけど。故意過失があった・なかったっていうところをやっていると、それが補助参加人と、それから、被告側とどういうふうに違うのかの資料をいただきたい。

それから、さっき言った検証委員会の、前も言ったんですけど、検証委員会の要綱っていうのが、ないんですかね。何やってるかわからないですよ。さっき言ったみたいに、知事が言ってるのは本当かどうかだったかって、今このやってる検証委員会と、9,800円のと5万円のやつのが話がわからなくて、9,800円のほうの検証委員会は何をするのか。それは来年までかかるってことになってるんだから。この検証委員会、これによると、知事は「今年度中に取りまとめること」って、財政課は書いてるけど、今年度中じゃなくて、その検証委員会はたしか来年の1月までってなってるから、じゃ、何をするのか。要綱なり中身っていうのがわからないので、5万円のほうの話と9,800円の話が、結局同じことをやっているのであれば、9,800円だけで済む話で、5万円だけでもいいかもしれないけど。その要綱や様式っていうか、何をするのか出していただきたい。

ないってこの前言ったけど、ないわけないと思うので。それじゃやっても意味ないので、そこの3点の資料をお願いします。

市川総務部長　　検証委員会のお話は、要綱のお話は先日の特別委員会でも御指摘がありまして、要綱はございませんが、告示で業務の内容を示しているということもあって、急いでその場でゲラをお配りしたというふうに記憶しております。

皆川委員長　　さっきの膨大な資料の話ですが、視覚的に何とかじゃなくて、資料項目だけでも出せませんか。

金子林務長　　訴訟の追行上の理由があるので、項目といっても、例えば何とかなの歴史に関する資料とかいう項目しか出せないんですね。

皆川委員長 それでいいですから。

金子林務長 そうするともうそれだけ、何ていうんでしょう。多分、これは中身としてはその資料を使ってこの報告書をつくるということですから、その報告書ができれば、これは出典は何っていう、きっとそういう報告書になると思うんです。

単に、よくわからない資料の項目を並べても、例えば歴史に関する資料って、もうそれでほとんどものは入ってしまって、余り実質的に、細かいものが出せればいいんですけど、それはちょっと追行上出せないというところがあるので、そんな形になってしまうということですが。

皆川委員長 だから、視覚に訴えるのじゃ難しいので、せめて項目だけでも、資料項目だけでも出してみてください。それはできるでしょう。余り細かくななくても。

金子林務長 できますが、本当に……。

(「出せって言うんだから、出しゃいいじゃん。これ以上出せませんって言えば、それまでだ」の声あり)

皆川委員長 視覚と言っても、無理なことを言ってるわけじゃないから。大ざっぱでもいいから。やっぱり、確かに量っていうのは膨大って言われたってわからないから。それから、小越委員の要求は何でしたか。

(「準備書面です」の声あり)

皆川委員長 準備書面ですね。準備書面は、できる段階になったら出せますよね。

小越委員 補助参加人のほうも、補助参加人も準備書面出すんじゃないですか、きっと。お互いのところだから。それは裁判で……。

皆川委員長 とれると思いますよ。

小越委員 じゃ、それをいただきたい。

皆川委員長 そんなにすぐじゃない。段階的な問題だから。

小越委員 お願いします。それから、例の私がお願いしている、知事が出しますと言ってある経過のものを。経過を出すって知事が言ってるじゃないですか。

(「会議録、議事録」の声あり)

小越委員 そう。会議録、議事録。それが出てこないんだけど。

皆川委員長 それは、どうですか。

小越委員 いつごろ出るのか。

皆川委員長 総務部長、今の小越委員の資料要求。

(「知事は、絶対あるはずだって言ってますよ」の声あり)

市川総務部長 経緯のお話でございますよね。

小越委員 はい。それは出るでしょうか。

市川総務部長 済みません。ちょっと今、作業しているところでございます。ちょっと今の時点でいつまでっていうふうに……。

皆川委員長 それは出せるということですね。

市川総務部長 もちろん、それは。この前も、知事も記者会見で出すと言ってますんで、そこはしかるべく出したいと思えますけれども。

皆川委員長 それではいいですね。

市川総務部長 済みません。ちょっといつまでというのがお約束できなくて申しわけありません。

皆川委員長 今、3つほど出たから、資料要求。しっかり精査して出してください。まだありますか。

飯島委員 私がお願いした総務部長の提案理由、わかりやすい表現でって聞いてませんから、後で。答えられなかったから、後で書面でお願いしますって言ったところで終わってますから、これもお願いします。

(「持ってるじゃん」の声あり)

皆川委員長 今のはわかりますか、総務部長。

市川総務部長 先ほどの委員の御発言は、提案理由は何なのかと聞かれたので、提案理由はもちろん今までお出ししているもので、もう既に終わっていたと思って、ちょっと誤解してましたけれども。

皆川委員長 きょうの内容とは関係ない。

飯島委員 だから、繰り返しますけど、総務部長はもっとわかりやすい言葉であればよかたって言ってるんです。何回も何回も、何回も何回も。じゃ、総務部長のわかりやすい言葉で提案理由をおっしゃってくださいって言ったら、答えてもらえなかった。だから、時間は後でいいから、書いたものでくださいって、私はお願いしたんです。

皆川委員長 総務部長、今のはわかりましたか。

市川総務部長 済みません。そういうことでしたら、済みません。私が質問の意味を取り違えておりました。

提案の理由については、具体的には「裁判所から和解の試みがなされたので」と書いてございました。この記述につきまして、「裁判手続において裁判官の関与の下で和解に向けた協議があったので」としていれば、よりわかりやすいものとなっていたのではないかとという意味で申し上げました。

皆川委員長 それ、文書で出してくれるんでしょう。文書で出せばいいです、それは。

市川総務部長 そういうことですか。

皆川委員長 では、そういうことでいいですね。

飯島委員 残したほうがいいと思いますから、よろしくお願いします。

保坂行政経営管理課長 先ほど小越委員から準備書面のお話を受けたんですけども、次回口頭弁論が3月23日に予定されてるんですが、それに向けた準備書面というのは、委員会にはお出しはできないということで御了解いただきたいと。

皆川委員長 できる段階でって言っているでしょう。

保坂行政経営管理課長 はい。出せる段階は口頭弁論期日後ということになりますので、御承知おきを。

皆川委員長 しょうがない。
以上で質疑を終了いたします。

その他 ・本件に関する今後の審査日程等の決定については、委員長に委任することが決定された。

以 上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖